

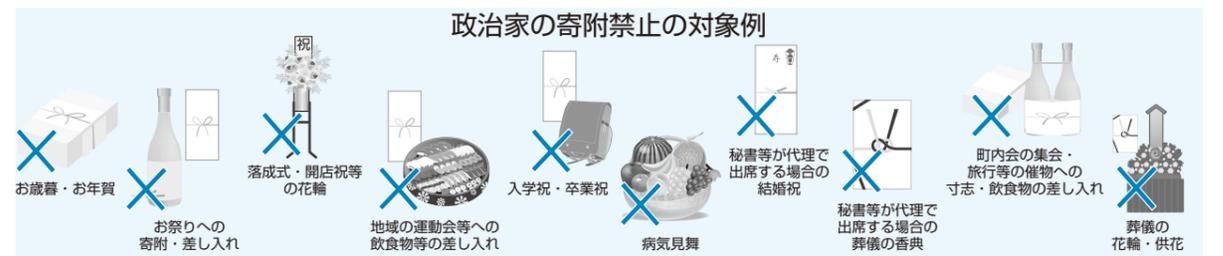
政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう



次の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

①政治家の寄附の禁止
政治家が選挙区内にある者に寄附をすることは、その時期や名義にかかわらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも同様です。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
政治家に対して寄附をしようとする行為は、政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をしようと処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に、政治家の氏名を表示したり、類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関する寄附をしようと処罰されます。

④政治家の後援団体の寄附の禁止
政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪等や、これに類するものを出力したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしようと、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

⑤年賀状等のあいさつ状の禁止
政治家は、選挙区内にある者に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止
政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

みんなで徹底しよう

政治家は、選挙区内にある者に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

和水町長選挙及び和水町議会議員一般選挙のお知らせ

任期満了に伴う和水町長選挙及び和水町議会議員一般選挙の選挙期日が次のとおり決定されました。

告示日 令和4年3月22日(火)

投票日 令和4年3月27日(日)

※選挙に関するその他の日程等については、1月開催の選挙管理委員会で決定する予定です。
※選挙に関する詳細等については、広報なごみ、町ホームページ等で随時お知らせする予定です。



和水町選挙管理委員会（総務課内） ☎0968・86・5720

募集

リサイクル体験受講者募集
とき ①1月24日(日)午前9時30分～午後3時 ②2月2日(日)午前9時30分～午後3時
ところ クリーンパークファイブ
講座名 着物リフォーム「チュウニツクを作ろう」



講師名 土山 千代子 氏
募集人員 10人
募集期間 電話受付
1月4日(火)～18日(火)
午前9時～午後4時
準備するもの

- ①着物をほどいた1枚布（洗濯とアイロン済み）
 - ②生地に合わせてミシン糸
 - ③50cmものさし
 - ④裁縫道具、筆記用具
 - ⑤弁当
 - ⑥ミシンとアイロン（お持ちの人）
 - ⑦材料費 500円
- 受付方法 電話で受付。受講希望者が多い場合は抽選となります。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期または

お知らせ

中止する場合があります。
問 クリーンパークファイブ
(長洲町名石浜42番地1)
☎ 0968・78・4433

令和4年1月のマイナンバーカード申請受付等の時間外窓口開設のお知らせ
とき 1月6日、13日、20日、27日
日曜の午後7時まで
1月23日(日)の午前9時から正午まで

受付業務 マイナンバーカードの受け取り ※交付通知書が届いている人が対象です。
ところ 菊水区域の人は、本庁税務住民課 予約受付
☎ 0968・86・5723
三和区域の人は、総合支所 住民課 予約受付
☎ 0968・34・3111

※マイナンバーカードの受け取りや申請以外の窓口は開設していません。
※新型コロナウイルス感染症防止に伴い、事前予約制としております。当日必要なものについては予約の際にお尋ねください。

確定申告無料相談会を行います
次のとおり、申告相談会場及び税理士会による確定申告無料相談

会場が開設されます。
開設期間 令和4年2月16日(火)から3月15日(日)まで（土日祝日を除く）午前9時から午後4時まで

ところ 玉名税務署 1階（玉名市岩崎273番地 玉名合同庁舎）※会場では、混雑を回避するため、入場制限を行う場合があります。
電話相談 玉名税務署
☎ 0968・72・2125

※自動音声案内
※確定申告に関する相談は、「0」番を選択してください。
「確定申告電話相談センター」にお繋ぎします（令和4年1月14日(金)から3月15日(日)まで）。

「スマホでe-Tax」
スマートフォン（以下「スマホ」といいます）で所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することが出来ます。給与所得、年金収入や副業等の雑所得のほか上場株式等の譲渡所得等・配当所得等があり特定口座年間取引報告書をお持ちの人などはスマホ専用画面をご利用することが出来ます。スマホからe-Taxで申告するために、次のいずれかの方法が選ばれています。

①マイナンバーカード方式
「マイナンバーカード」と「マイナンバー」読取機能を搭載したスマホをお持ちの人は、マイナンバー

カードの電子証明書を読み取って、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。
②ID・パスワード方式
事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」QRコード



「はたちの献血キャンペーン」協力のお願い
献血者が減少しがちな冬期は、輸血用血液が不足しやすい季節です。このため、熊本県では1月～2月の2か月間、成人式を迎える「はたち」の若者を中心に、広く県民の皆様に対して献血を呼びかけています。
特に若い人たちが、献血をしたことがない人は、是非ご協力をお願いします。

問 税務住民課 生活環境係
☎ 0968・86・5723
住民課 税務住民係
☎ 0968・34・3111